

技術上の基準に対応する事項：特定高圧ガス消費

特定高圧ガスの種類：					
規 則		項 目	対 応 事 項	該 当 の 有 無	資 料 名 資 料 番 号 (図面番号)
一 般 5 5 条	液 石 5 3 条				
第1項 消費施設の位置、構造及び設備の技術上の基準					
1 号	1 号	境界線・警戒標（事業所）			
2 号	2 号	設備距離 （特殊高圧ガス：3ト未満 液化塩素：1ト以上3ト未満）	第1種設備距離＝_____m （第1種保安物件（_____）までの距離：_____m） 第2種設備距離＝_____m （第2種保安物件（_____）までの距離：_____m）		
3 号	3 号	火気取扱施設との距離 （特殊高圧ガスの貯蔵設備等）	8m以上（_____までの距離：_____m） 流動防止措置等：_____		
4 号	4 号	消費設備を設置する室の滞留し ない構造（可燃性ガス）			
9 号		排気ダクトの系統 （特殊高圧ガス）			
10号		気密な構造（特殊高圧ガスの消 費設備、除害設備、排気ダクト）			
11号		生成物がたい積しにくい構造 （ジシラン、ホスフィン、モノ シランの排気ダクト）			
12号		消費設備を設置する室の容易に 避難できる構造（特殊高圧ガス）			
7 号	6 号	耐圧・気密試験（貯蔵設備等）	機器等一覧表のとおり。		
8 号	9 号	十分な強度（貯蔵設備等）	強度計算書のとおり。		
5 号	7 号	消費設備の材料			
6 号	8 号	消費設備の基礎			
13号	11号	圧力計、安全装置（貯蔵設備 等）	圧力計一覧表、安全弁・破裂板・逃し弁一覧表のとおり。		
14号		安全弁等放出管開口部の位置			
15号		逆流防止装置（特殊高圧ガス、 液化アンモニア、液化塩素の減 圧設備と反応設備の間の配管）			

規 則		項 目	対 応 事 項	該 当 の 有 無	資 料 名 資 料 番 号 (図面番号)
一 般 5 5 条	液 石 5 3 条				
16号	10号	負圧防止措置（可燃性ガス低温貯槽）			
17号		不活性ガスで置換できる構造等（特殊高圧ガスの消費設備）			
18号		速やかに遮断する措置（特殊高圧ガスの消費設備）			
19号		排気ダクトの異状を発見する措置（特殊高圧ガスの消費設備）			
20号		停電等に対する措置（特殊高圧ガスの自動制御装置、保安の確保に必要な設備）			
21号		排出ガスの除害設備による除害（特殊高圧ガスの消費設備）			
22号		除害措置（特殊高圧ガス、液化アンモニア、液化塩素の消費設備）			
23号		配管等の接合方法（特殊高圧ガス、液化アンモニア、液化塩素の消費設備）			
24号		配管の二重管等（特殊高圧ガス、液化アンモニア、液化塩素の消費設備）			
25号	12号	静電気除去措置（可燃性ガスの消費設備）			
26号	5 号	ガス漏えい検知警報設備（消費施設）			
27号	13号	防消火設備（消費施設（液化塩素を除く。））			
28号		通報のための措置（特殊高圧ガスの事業所）			
29号	14号	バルブ等の操作に係る措置			
30号	15号	貯槽の沈下状況測定措置			

規 則		項 目	対 応 事 項	該 当 の 有 無	資 料 名 資 料 番 号 (図面番号)
一 般 55条	液 石 53条				
第2項 消費方法の技術上の基準					
1号	1号	貯蔵設備等周囲5メートル以内の火 気等の禁止			
2号		石油類等の可燃性物の除去 (液化酸素)			
3号	2号	消費設備の点検・異常確認時の 措置			
4号		容器接続・取り外し時の消費設 備内の不活性ガス置換等(特殊 高压ガス)			
5号 イ ロ ハ ニ ホ	3号 イ ロ ハ ニ ホ	消費設備の修理又は清掃等 ・作業計画、作業責任者 ・消費設備の修理時の危険防止 措置(可燃性、毒性、酸素) ・消費設備開放時の危険防止措 置 ・漏えい防止措置 ・消費設備の作動確認			
6号	4号	バルブに過大な力を加えない措 置			